

後期高齢者医療保険料  
口座振替の利用による徴収方法変更不承認決定通知書

第 年 月 日 号

大 阪 市 長

年 月 日付けの後期高齢者医療保険料の口座振替の利用による徴収方法変更の申出について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

あなたの後期高齢者医療保険料については、年金からの特別徴収の方法により納めていただくこととなります。

被保険者氏名		被保険者番号	
住 所			
決定年月日	年 月 日		
不承認の理由	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号について、 特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると認めることができないため（その理由）  その他（）		

## <口座振替の方法への変更について>

口座振替の方法により後期高齢者医療保険料を納付する旨を申し出た被保険者の方について、特別徴収の方法(年金からのお支払い)によって徴収するよりも、普通徴収の方法(口座振替の方法)によって徴収することが円滑に保険料の徴収を行うことができると認めることができない方については、特別徴収の開始を年金保険者(厚生労働大臣、共済組合など)に依頼することになります。

特別徴収の開始を年金保険者に依頼することにより、保険料は年金からの特別徴収の方法により納めていただくことになります。

## <根拠条文>

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号

(特別徴収の対象とならない被保険者)

第23条 準用介護保険法第135条第1項から第3項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) - (2) 省略

(3) 前2号に掲げる被保険者のほか、口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

## <この決定に不服がある場合について>

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えについては、この決定の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) この決定、この決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する採決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。